

平成 30 年 5 月 22 日

太子町長 服部 千秋 様

太子町行財政審議会

会 長 土井 弘



「組織改正案（平成 30 年 10 月 1 日施行）」について

平成 30 年 5 月 17 日付太総務第 160 号で諮問のあった「組織改正案（平成 30 年 10 月 1 日施行）」について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

記

1. はじめに

社会経済情勢の変化に伴う行政事務の多様化に対し、行政施策を効率的に展開していくために、また、地方分権時代にふさわしい行政組織の確立を図り、さらなる住民サービスの向上を目指すための組織作りについて、次のとおり審議を行った。

2. 審議経過

本審議会では、事務局より提出された資料について、慎重な審議を重ねた結果、次の結論に達した。

3. 「組織改正案（平成 30 年 10 月 1 日施行）」について

原案に対し、以下の意見を付して答申とする。

社会情勢の変化等により、重点施策等に注力する体制作りを進めることは、住民サービス向上の観点からも必要であると言える。

しかしながら、部の新設については、部長職増加に伴う人件費及び非管理職の負担の増加、また、スリムで効率的な行政運営と相反する組織の肥大化や、縦割り行政の弊害も懸念されるところである。

この度の改正については、時期も含め、なお慎重に取り組まれない。